

朝 整 第 2－1 号

令和 8年 9月 28日

被指名人 様

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田中 久義
(公印省略)

見積合わせについて（通知）

見積合わせを下記により執行するに当たり、貴社が指名されたので、希望があれば埼玉県財務規則及び埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、埼玉県建設工事標準請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知の上、見積書を提出してください。

記

1 見積合わせ対象工事

- (1) 工事名 6 3 3 5 交安施（歩道整備工）
- (2) 工事場所 主要地方道保谷志木線／新座市栗原 1 丁目地内
- (3) 設計金額 2, 2 5 3, 9 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (4) その他
 - ア 本工事の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
 - イ 本工事は、埼玉県県土整備部「週休 2 日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。
 - ウ 本工事は概算数量発注方式により発注する工事である。特記仕様書に記載のとおり、設計図書の照査及び工事現場の精査後、必要に応じ変更する。なお、予定価格は工事仕様書の数量に基づき算出している。このため、入札参加者は工事仕様書の数量に基づき入札金額を見積ること。
 - エ 本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事の対象工事である。
 - オ 本工事は「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。

2 見積合わせ執行に関する事項

- (1) 見積合わせ方法 埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
- (2) 見積書受付期間 令和8年10月 6日（火） 9時00分から
令和8年10月 8日（木） 15時00分まで
- (3) 見積合わせ日時 令和8年10月 9日（金） 13時10分
- (4) 設計図書 システムのうち、入札情報公開システムに掲載する。
- (5) 現場説明会 開催しない。
- (6) 質問受付及び回答
 - ア 受付期間 令和8年 9月28日（月） 9時00分から
令和8年 9月30日（水） 16時00分まで
 - イ 回答日時 令和8年10月 2日（金） 16時00分
 - ウ 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に質問を電子入札システムにより提出すること。質問の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者から提供した様式を使用して作成すること。
 - エ 質問に対する回答は、上に示す日時に電子入札システム上で掲示する。見積合わせ参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、見積合わせに参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての見積合わせ参加者に適用する。また、見積合わせ参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から見積合わせ参加者へお知らせを掲示することがある。
- (7) 注意事項
 - ア 見積合わせに参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - イ 見積合わせの提出期間に有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得た者はこの限りではない。
 - ウ 見積合わせの結果の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
 - エ 落札者は、社会保険等の加入に関する届出書又は社会保険等の適用除外に関する届出書を提出すること。また、落札者が免税事業者の場合は免税事業者届出書を提出すること。
 - オ 地方自治法施行令第167条の11の規定に該当するものは見積合わせに参加できない。

3 契約の特定条件

- (1) 契約保証金 契約金額の10分の1以上

ただし、埼玉県財務規則第 81 条第 2 項各号の規定により免除できる場合は免除する。

- (2) 工事期間 契約の確定の日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日までとする。
- (3) 前金払 しない。
- (4) 中間前金払 しない。
- (5) 部分払 しない。

4 その他

- (1) 見積合わせの参加を希望しない場合は、辞退することができる。
- (2) 過去 1 年間に贈賄等の不正行為により逮捕等され又は本県内で工事事務等を起こし、かつ県に通報していない場合は見積書提出前までに申し出ること。

5 問合せ先

埼玉県朝霞県土整備事務所 道路担当

電話：0 4 8－4 7 1－4 6 8 1（担当直通）

メールアドレス：j7146617@pref.saitama.lg.jp